

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）
 - オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組みます。
 - 自社で貰えない業務・案件についても、パートナー企業様、協力事業者様との連携により、ともに品質の向上、生産性の向上、事業の成長を図ります。
- b. IT 実装支援
 - IT人材の積極的な登用、育成を行います。
 - より高度なITツールを導入し、部門別・個別業務ごとにプロセスをデジタル化します。
 - データのクラウド保存を推進し、災害に強い事業体制を構築するとともに生産性の向上を図ります。
- c. 専門人材マッチング
 - 農地所有者、耕作者、発電事業者、需要家のマッチングによる営農型太陽光発電事業を通じて、農地活性化とエネルギー及び『食』の自給率向上に取り組みます。
 - 農業の後継者不足、耕作放棄地問題の解決のために営農型の太陽光発電事業を通じて、雇用の創出、新規就農者支援（マッチング）活動に取り組みます。
- d. グリーン化の取組
 - 社用車全車両のEV化とお取引先様への導入支援を進めます。
 - 省エネに貢献する技術や設備を積極的に導入・採用します。
 - 脱炭素化への取組みとして省エネ、CO2削減に係る助言・支援をお取引様に行います。
- e. 健康経営に関する取組
 - 健康経営を実践し、働き方改革を推進することで業績向上、企業価値向上に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、環境課題、社会課題を解決していくことを事業とし、地域社会、ステークホルダーの皆様とともに持続可能な未来を創造していきます。現在、カーボンニュートラルはサプライチェーン全体の課題でありながら、取り組みに苦戦しているお取引先様が多いのが実情です。それをお取引先様に適した『脱炭素化計画』を策定するなど、脱炭素関連コンサルティング活動を通じて、環境課題の解決とお取引先様の持続可能な事業活動のために取り組んで参ります。

○お取引先様には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）に基づき合理的に依頼・交渉します。

令和4年7月29日

(令和6年11月20日更新)

アースシグナル株式会社
企 業 名

代表取締役社長 笠原 喜雄
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。